

令和5年2月15日		
資料提供		
担当課	知事部局	監察査察課 石井(内2136) 大平(内2115) 直通Tel.073-441-2136
	教育委員会	総務課 井上(内3624、直通Tel.073-441-3640)

## 不正行為等通報の受理・処理状況について

令和5年1月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

### (知事部局)

- 知事部局の通報の件数  
前月(1月)に受理した通報はありません。
- 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況  
前々月(12月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。

### (教育委員会)

- 教育委員会の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	
匿名	
職員等	2
計	2

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	2
郵便・FAX	
面談	
電話	
計	2

- 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

	通報内容	処理状況
①	ある県立学校の職員が生徒に対して不適切な指導を行った。	調査の結果、職員に改善すべき言動があり、学校長が適切な指導を行った。
②	ある県立学校の職員は会議等に参加する必要があるにもかかわらず、理由なく遅刻や欠席をしている。	当該校に確認したところ、正当な理由により学校長が会議の欠席を承認したものであった。

通報内容を分類すると次のようになります。

- |                          |   |    |
|--------------------------|---|----|
| (1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの | 2 | ①② |
| (2)県の行政事務処理、その他に関するもの    |   |    |

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

- |                                    |   |   |
|------------------------------------|---|---|
| (1)調査の結果、是正の必要がないもの                | 1 |   |
| (うち通報内容が事実とは認められないもの)              | 1 | ② |
| (うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)  |   |   |
| (うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)         |   |   |
| (うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの) |   |   |
| (2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの       | 1 | ① |
| (3)調査を継続中としたもの                     |   |   |
| (4)不受理としたもの                        |   |   |

- 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(12月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、今回発表できるものではありません。